

2026 年 3 月 トピック

投資委員会（BOI）による新たな電子投資奨励証書取消制度

投資委員会は、BOI e-Services システムにおける e-Cancellation 経路を通じて、投資奨励証書の取消に関する新たな電子システムを導入した。本サービスは 2026 年 2 月 1 日より利用可能となっている。

商務省事業開発局が名義貸し防止を目的とした 登記前における会社の出資者または取締役への出頭要請を検討

商務省事業開発局は、組合や会社登記において、代表者偽装または名義貸しの利用を防止するための基準を策定した。当該基準は、外国人が株式会社の出資者または署名権者となる場合に関する規定の改正にもとづき導入されるものである。外国人株主の持株比率が 50%未満である組合や法人の場合、または現職か新任を問わず外国人が署名権者である場合は、開発事業局は、出資者または取締役に、登記官の目前への出頭要請を予定している。出頭者は、有効期限内の顔写真付き国民身分証明書またはその他の政府発行の身分証明書を提示しなければならない。登記官は登記を受理する前に供述書を記録する。当該基準は現在、公聴手続の段階にある。

さらに、2026 年 3 月 16 日、商務省事業開発局は、組合における外国籍組合社員の追加、または株式会社における署名権限を有する外国籍取締役の追加を行う場合について、変更登記の基準および手続を定めた中央株式会社パートナーシップ登録事務所令第 1/2569 号を発出した。

本命令に基づき、登記官は、登記申請書に署名する申請者に対し、以下の場合において、投資確認書の提出を求めるものとする。

1. 組合において、組合社員全員がタイ国籍者であると登記されていた場合、または外国籍組合社員の出資比率が総出資額の 50 パーセント以上であるが、当該変更により外国籍組合社員の出資比率が総出資額の 50 パーセント未満となり、かつ業務執行組合員となる外国籍組合社員が不在となる場合。
2. 株式会社において、署名権限を有する取締役が全員タイ国籍者である会社が、当該変更により外国人が署名権限を有する取締役となる場合、または会社を拘束する権限を有する共同署名者となる場合。

投資確認書は、当該投資および出資が真正に行われ、かつ全額払込済みであること、ならびに当該事業の遂行においてタイ国籍者が外国人の名義貸し人ではないことを証明するために提出を求めるものである。

【翻訳：コーディネーター 金留】